

福岡県公報

平成18年11月10日
第2605号

目 次

告 示 (第2206号—第2218号)

| | |
|-----------------------------|--------------------|
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (治山課) 1 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (治山課) 1 |
| ○保安林の所在場所等 | (治山課) 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) 2 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) 2 |
| ○町の字の区域の変更 | (地方課) 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 5 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) 5 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) 5 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) 6 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) 6 |
| ○土地改良区の解散の認可 | (農地計画課) 6 |
| 公 告 | |
| ○一般競争入札の実施 | (高度情報政策課) 7 |
| 筑前海区漁業調整委員会 | |
| ○えび類の採捕の禁止 | (漁政課) 8 |
| ○アコヤガイの採捕の制限 | (漁政課) 9 |
| ○区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催 | (漁政課) 9 |

正 誤

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知（平成18年9月福岡県告示第1712号）中正誤 10

告 示

福岡県告示第2206号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字寒田1296、1305、1310から1314まで、1319、1324、1326、1326の2、1327、1328の7、1492の1、1495の2、1515の1、1515の3、1515の4、2061の6から2061の10まで、2061の12から2061の14まで、2080の7

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2207号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川 崎山字下中瀬1508、1516、1521の1、1521の3、1521の4、1523、字南谷1534、1535の1、字中瀬1567、1574、1575、字白ササギ1626、1632、1633、字大無田1907、字メバルヶ迫ノ下2219、2223

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2208号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

古賀市久保字花見2046の3、2046の4

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

立木の伐採を禁止する。

福岡県告示第2209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------|-------|-------|-------|------------------------------------|-------------------|----------|
| 前原 | 県道 | 前原富士線 | 前 | 前原市大字長野1178番先から 同市大字長野1096番1先まで | 6.8 ～ 42.4 | 520.0 |
| | | | 後 | 同上 | 6.8 ～ 42.4 | 520.0 |
| | | | 後 | 同上 | 17.4 ～ 60.0 | 477.0 |

福岡県告示第2210号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人N P O財務研究会

(2) 代表者の氏名

小宮 徹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区西本町四丁目17番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、他の特定非営利活動法人、ボランティア活動組織及び地域住民に対して、相互情報交換を支援するとともに、財務、経営に関する事業や環境保全のための事業等を行う上で、健全でより良い社会福祉活動や新規開業者の育成をし、経済活動の活性化を図り、まちづくりの推進を図る事に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2211号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、遠賀町長から遠賀町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、高家地区の土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を大字上別府字白賀に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|-----|-----|--|
| 上別府 | 片牟田 | 1159、1160の一部、1161の一部、1191の一部、1192の一部、1194の一部、1195、1196、1197の一部、1200の一部、1204から1206まで、1207の1の一部、1207の2の一部、1208、1209の1、1209の2、1210、1211、1213の1から1213の4まで、1215の1、1215の2、1217の1の一部、1221の一部、1222の一部、2469の一部、2587、2709の一部、2712の一部 |

| | |
|-----|---|
| 茶ノ水 | 1276の一部、1278の一部、1279の一部、1280、1281、1282の1、1282の2、1283の1、1283の2、1284、2471の一部、2589、2753の一部、2590の一部 |
| | 2478の1の一部、2588、2618の2の一部 |
| 別府 | 255の2 |

2 次の区域を大字上別府字片牟田に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|------|-----|--|
| 上別府 | 茶ノ水 | 1260、1261、1262の一部、1263から1272まで、1273の1、1273の2、1274、1275、1276の一部、1278の一部、1279の一部、2471の一部、2472、2473、2590の一部、2592、2593の一部、2753の一部 |
| 上中牟田 | | 2297の一部、2298の一部、2299、2302の一部、2312の一部、2313、2314の一部、2315、2316の一部、2325の一部、2327から2329まで、2331の一部、2332の一部、2338の一部、2339の一部、2346の1の一部、2346の2、2347、2348、2349の1、2350の2、2475の一部、2710の一部、2711の一部 |
| 上片牟田 | | 2595の一部 |
| | | 2474、2478の1の一部 |

3 次の区域を大字上別府字上中牟田に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|-----|------|----------------|
| 上別府 | 上片牟田 | 2595の一部、2603の2 |
| | 片牟田 | 2594の2の一部 |
| | | 2478の1の一部 |

4 次の区域を大字上別府字茶ノ水に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|-----|-----|-----------|
| 上別府 | 片牟田 | 1246の一部 |
| | 山ノ神 | 2268の一部 |
| | | 2478の1の一部 |

5 次の区域を大字上別府字汐井掛に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|-----|-----|---|
| 上別府 | 八久保 | 1371の一部、1466の一部、1467の一部、2630の3の一部、2760の一部 |
| | 城ノ越 | 2623、2715の2 |
| | | 2503の2の一部、2618の2の一部 |

6 次の区域を大字上別府字高家下に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|-----|-----|---------------------------|
| 上別府 | 八久保 | 1467から1470までの各一部、2506の一部、 |
| | 汐井掛 | 2620の一部、2759の一部 |
| | | 2503の2の一部、2618の2の一部 |

7 次の区域を大字上別府字八久保に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|-----|---|-----------|
| 上別府 | | 2503の2の一部 |

8 次の区域を大字上別府字山ノ神に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|-----|------|--|
| 上別府 | 土取 | 1915の一部、1924の一部、1926の1の一部、1926の2、1929の1、1929の3、1930の1、1930の2、1930の5、1930の6、1931の1、1931の2、1932の1の一部、1932の3の一部、1933の一部、1934の一部 |
| | 上中牟田 | 2275の1、2275の3、2275の4、2596の2 |
| | 茶ノ水 | 1248から1250まで、1251の一部、1252の一部 |
| | | 2478の1の一部、2481の一部、2482の一部、2483の4、2483の5、2498の3、2596の1、2597の一部、2598、2600、2601の一部、2613の一部、2685、2686の一部、2725、2726、2728、2729の一部 |

9 次の区域を大字上別府字小谷下に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|----|---|----|
| | | |

| | | |
|-----|-----|---|
| 上別府 | 土取 | 1932の1の一部、1932の3の一部、1934の一部、1936の1、1936の3、1937の1、1937の3、1938の1、1938の3、1939、1940、1941から1944までの各一部 |
| | 大谷 | 2093の1の一部、2093の2、2097の1の一部、2097の2、2098の1の一部、2098の2の一部 |
| | 山ノ神 | 2194、2195の一部、2196の一部、2204の一部、2205、2206の一部、2207から2209まで、2211の一部、2212の一部、2220の一部、222から2226まで、2227の一部、2228の一部、2232の一部、2234の一部、2235、2236の1の一部、2236の2、2237、2239の1、2239の3、2240の1、2240の3、2242の1の一部、2242の3の一部 |
| | | 2478の1の一部、2480、2481の一部、2482の一部、2485の一部、2571、2597の一部、2599、2601の一部、2602、2607の一部、2608の一部、2684、2686の一部、2688の一部、2730の一部 |

10 次の区域を大字上別府字大谷に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|-----|-----|---|
| 上別府 | 土取 | 1900の一部、1902の一部、1903、1904の一部、1908の一部、1910の一部、1912の一部、1934の一部、1941から1944の各一部、1945から1954まで、1957、1960の一部 |
| | 小谷下 | 2142の1の一部、2142の5の一部 |
| | | 2482の一部、2484の一部、2485の一部、2607の一部、2608の一部、2609の一部、2613の一部、2688の一部、2729の一部、2730の一部 |

11 次の区域を大字上別府字土取に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|-----|----|---|
| 上別府 | 大谷 | 2026の3、2027の一部、2081の一部 |
| | | 2483の2、2483の3、2484の一部、2485の一部、2486、2609の一部、2610から2612まで、2613の一部、2700、2729の一部、2738 |

福岡県告示第2212号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉穂郡桂川町大字土居字彼岸田828番1、828番2、829番1、830番1、830番2、833番1、834番1及び837番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社 ダイナム 代表取締役 佐藤 公平

福岡県告示第2213号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字上熊崎2312-1、2314-1、2314-3及び2315-2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原1806

今泉 洋子

福岡県告示第2214号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡ジェンダー研究所

(2) 代表者の氏名

喜多 加美代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区舞鶴二丁目8番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ジェンダー問題専門の民間シンクタンクとして、調査研究・教材開発及び出版・研修・人材養成等の事業を行い、もって差別の撤廃、人権擁護及び男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2215号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 社会生活安全協議会

(2) 代表者の氏名

木下 俊幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区大濠一丁目8番1-101号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人の目的は次のとおりとする。

(1) 善良な市民や地域住民に対し、近年直面することの多い個人を対象とするいや

がらせ・脅迫・恐喝・暴力・ストーカー等の犯罪行為や防犯に関し、市民レベルでの相談窓口の開設と防犯体制の整備に関する事業を行い、安全な社会生活環境の維持と人権の擁護に寄与すること。

(2) 社会的な弱者や生活困窮者、経済破綻者、ホームレス並びに事業経営に苦闘する人々に対して、尊厳ある生命の存続を図るための相談や就労や生活の支援に関する事業を行い、人権の擁護と福祉の増進に寄与すること。

(変更後) この法人の目的は次のとおりとする。

(1) 善良な市民や地域住民に対し、近年直面することの多い個人を対象とするいがらせ・脅迫・恐喝・暴力・ストーカー等の犯罪行為や防犯に関し、市民レベルでの相談窓口の開設と防犯体制の整備に関する事業を行い、安全な社会生活環境の維持と人権の擁護に寄与すること。

(2) 社会的な弱者や生活困窮者、経済破綻者、ホームレス並びに事業経営に苦闘する人々に対して、尊厳ある生命の存続を図るための相談や就労や生活の支援に関する事業を行い、人権の擁護と福祉の増進に寄与すること。

(3) 子どもや青少年に対して、スポーツ、自然及び農業を適切な指導者のもとに体験する場を提供することによって、子どもや青少年の心身の健全な育成に寄与すること。

(4) 日本国内外の自治体、企業やその他の団体及び一般市民に対して廃棄物の再利用促進及び適正な処理処分に関する研究及び普及啓発に関する事業などを行い、循環型社会を形成し、持続可能な地球環境の保全に寄与すること。

福岡県告示第2216号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 デオデオ行橋店

(2) 所在地 福岡県行橋市西宮市二丁目1番16号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第2217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------|-------|--------------|-------|-------------------------------|-------------------|----------|
| 直方 | 県道 | 室木下有木線 若宮 | 前 | 宮若市沼口397番2先から 同市沼口239番6先まで | 14.0 ～ 35.4 | 128.0 |
| | | | 後 | 同上 | 14.0 ～ 35.4 | 128.0 |

福岡県告示第2218号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

| 土地改良区名 | 解散認可年月日 |
|----------------|-------------|
| 田川郡赤村小内田原土地改良区 | 平成18年10月31日 |

公 告

公告

平成18年度パソコン等の廃棄処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成18年度パソコン等の廃棄処分業務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成18年12月15日まで

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画振興部高度情報政策課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年4月1日現在において、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者であること。

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年11月20日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

| 大 分 類 | 中 分 類 | 業 種 名 | 等 級 |
|-------|-------|-------|-----|
|-------|-------|-------|-----|

| | | | |
|----|----|------------|---|
| 13 | 01 | 古物回収・廃棄物処理 | A |
|----|----|------------|---|

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課（ネットワーク管理班）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成18年11月20日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年11月20日（月）

(3) 提出方法

直接

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局とする。

(2) 日時

平成18年11月21日（火）午後1時30分

10 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

筑前海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第124号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、加布里湾におけるえ

び類の繁殖保護をはかるため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合はこの限りでない。

平成18年11月10日

筑前海区漁業調整委員会
会長 大内康敬

1 指示の適用海域

糸島郡二丈町大字浜窪、箱島西側防波堤の北端と、糸島郡志摩町大字久家、竹の下瀬の東端を結んだ直線と陸岸によって囲まれた加布里湾奥域海域。

2 禁止事項

4月1日から11月30日までの期間、えび類を採捕してはならない。

3 指示期間

平成18年11月1日から平成21年10月31日まで。

筑前海区漁業調整委員会指示第125号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ（*Pinctada fucata*）の保護のため、次のとおり指示する。

平成18年11月10日

筑前海区漁業調整委員会
会長 大内康敬

1 指示の適用海域

筑前海区海域。

2 移植等の制限

- (1) 外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を移植してはならない。
- (2) 外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

3 採捕の制限

共同漁業権漁場において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区

画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

4 指示の有効期間

平成18年12月1日から平成21年11月30日まで。

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成18年11月10日

筑前海区漁業調整委員会
会長 大内康敬

| 開催日時 | 開催場所 | 案件 |
|-----------------------|--|-----------------------------------|
| 平成18年11月29日 13時30分 | 福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目4番19号 福岡県水産会館4階 第2研修室 | 1、筑前海区における区画漁業の漁場計画について（ふともずく養殖業） |

正 誤

| 発行年月日 | 公報番号 | 種類 | 同上番号 | ページ | 欄 | | 行 | 備考 | 正 | 誤 |
|--------|------|----|------|-----|---|---|----|----|---------|----------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | |
| 18・9・6 | 2580 | 告示 | 1712 | 8 | | ○ | 13 | | 19745の3 | 199745の3 |